

四 条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十四条の二から第三十六 条まで、第五十二条、第二百二条、第二百四 条、第二百五条、第二百 十八 条並びに第四節（第三百三十五条第一項及び第四百四十二 条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護 の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容 、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項 の規 定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額 」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サ ービス に該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護 予防短期入所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるの は「第百八十五条において準用する第百三十八 条」と、「訪問介 護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 百二 条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予 防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十五 条第二項中「法定代 理受領サ ービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」と あるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項 中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十一条第二項第二号 及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第百 八十五 条」と、第四百四十四条中「第二百二十八条」とあるのは「第 百八十五 条において準用する第二百二十八条」と、「前条」とある のは「第百八十五条において準用する前条」と、第四百四十八 条中 「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものと する。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条 （略）

2 （略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サ ービス

四 条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十五条、第三十六 条、 第五十二条、第二百二条、第二百四 条、第二百五条、第二百二十八 条並び に第四節（第三百三十五条第一項及び第四百四十二 条を除く。）及び 第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定 介護予防訪問介護について法第五十三条第四項 の規定により利 用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるの は「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サ ービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入 所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百八 十五 条において準用する第百三十八 条」と、「訪問介護員等」と あるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二条第三 項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所 生活介護従業者」と、第三百三十五 条第二項中「法定代理受領サ ービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「 基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項 」とあるのは「前項」と、第四百四十一条第二項第二号及び第四号 から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第百八十五 条」と、第四百四十四条中「第二百二十八条」とあるのは「第百八十五 条 において準用する第二百二十八条」と、「前条」とあるのは「第 百八十五 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条 （略）

2 （略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サ ービス

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、 指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、 指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、 第二百六十五 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地 域密着型介護予防サ ービス基準 第四条に規定する指定介護予防認 知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条 （略）

2 （略）

一 介護予防福祉用具貸与計画

二 六 （略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八条 （略）

一 （略）

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福 祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な 支援を行うものとする。

三 六 （略）

（前条）

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、 指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、 指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、 第二百六十五 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地 域密着型介護予防サ ービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号） 第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条 （略）

2 （略）

（新設）

一 五 （略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八条 （略）

一 （略）

（新設）

二 五 （略）

六 介護予防サ ービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づ けられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必 要な理由が記載されるときに、当該利用者に係る担当職員（ 指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。） により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続 が必要な場合にはその理由が介護予防サ ービス計画に記載され

	(介護予防福祉用具計画の作成)
第二百七十八条の二	福祉用具専門相談員は、前条第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成するものとする。なお、指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、第二百九十二条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
2	介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
3	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
4	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
5	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
6	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
7	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
8	第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

	(準用)
第二百八十条	第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第五項及び第六項を除く。)、第三十四条の二から第三十六条まで、第五十二条並びに第百二条第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六条を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
	第十三章 特定介護予防福祉用具販売
	(記録の整備)

	るように必要な措置を講じるものとする。
	(新設)

	(準用)
第二百八十条	第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十五条、第三十六条、第五十二条並びに第百二条第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六条を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
	第十三章 特定介護予防福祉用具販売
	(記録の整備)

第二百八十八条	(略)
2	(略)
一	特定介護予防福祉用具販売計画
二	五 (略)
	(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)
第二百九十一条	(略)
一	(略)
二	指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
三	五 (略)
	(削る)
	(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)
第二百九十二条	福祉用具専門相談員は、前条第一号に規定する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成するものとする。なお、指定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
2	特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
3	福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説
	明し、利用者の同意を得なければならない。
4	福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第二百八十八条	(略)
2	(略)
(新設)	
一	四 (略)
	(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)
第二百九十一条	(略)
一	(略)
(新設)	
二	四 (略)
五	介護予防サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第九十条第一項第三号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。
(新設)	